

■乳幼児健診などを受診する方へ

感染拡大防止のため、以下についてご協力をお願いします。

- ①当日、来場する方は全員、自宅で体温を測定してください。
 - ②以下に該当する場合は受診を見合わせ、日程を変更して受診してください。
 - ▷風邪の症状などの体調不良がある
 - ▷37.5℃以上の熱がある
 - ▷新型コロナウイルス感染者との濃厚接触があった
 - ▷家族に感染の疑いがある
 - ③きょうだいや祖父母などの付き添いはできるだけ控えてください。
 - ④受付が混み合う場合は、一時的に自家用車でお待ちいただくことがあります。
 - ※体調が悪く受診できない場合は、ご連絡ください。
 - ※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、実施時期などが変更となる場合があります。
- ☎本庁舎子ども支援課 ☎2113

■市税の納付猶予

病気や営業不振などにより、市税の納付が一時的に困難となった場合、徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

☎本庁舎税務課 内2135

■上・下水道料金の納期延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、上・下水道料金の支払いが困難になった方を対象に、納期の延長を行います。

※申請書の提出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

☎水道課☎3222

下水道課（都市環境センター内）☎0910

■市営住宅の家賃減免など

市営住宅では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した世帯を対象に、入居や家賃の減免・支払方法などの相談を受け付けます。

家賃減免の申請には、申請書のほか、入居者および同居親族の収入額などを証明する書類（会社が作成した、収入の減少を確認できる証明書なども可）が必要です。また、収入額によっては減免とならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

☎本庁舎建築住宅課市営住宅係 内2653

■詐欺や悪徳商法にご注意ください

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪徳商法が発生しています。怪しい電話やメール、訪問などに注意し、困った時は一人で悩まず、ご相談ください。

☎市消費生活センター☎1133

■西白河地方で対策会議を行いました



4月7日、西白河地方市町村会では、市町村長がそれぞれの状況や対応について情報や意見を交わすとともに、今後も連携していく方針を確認しました。

■中小企業の皆さんへ

《新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金》

金融機関に融資を申し込んでから、融資が実行されるまでのつなぎ資金を貸し付けます。

▷上限100万円まで（無利子・無担保）

▷1事業者1回まで

▷貸付申請をしてから原則2か月以内に全額返済

《新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金》

市内金融機関から信用保証料付き融資を受ける際に、一定の要件のもとに信用保証料を補助します。

※各制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。☎お問い合わせください。



☎商工課（市産業プラザ人材育成センター内）☎5910

■現在検討されている支援策

「特別定額給付金」「子育て世帯への臨時特別給付金」「中小企業などへの持続化給付金」など、国で検討が進められている支援措置については、詳細が分かり次第、市ホームページなどでお知らせします。また、一部制度については相談窓口が設置されていますので、詳しくは、お問い合わせください。

《特別定額給付金に関すること》

☎コールセンター（総務省）

☎03-5638-5855

▷時間 午前9時～午後6時30分

（土・日・祝日を除く）

《中小企業などの持続化給付金に関すること》

☎中小企業 金融・給付金相談窓口（中小企業庁）

☎0570-783183

▷時間 午前9時～午後5時（毎日）

▶最新情報はホームページで

この記事は、4月22日時点の情報です。最新の情報については、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

また、市ホームページでは、イベントの中止や施設の休館などについても、随時更新しながらお知らせしています。



新型コロナウイルス感染症 感染拡大の防止にご協力をお願いします！

市民の皆さまへ

新型コロナウイルスとの戦いの最前線で、昼夜を問わず医療に従事する皆さまをはじめ、食料品の供給など日常生活を支えるために働くすべての皆さまに対し、深く敬意と感謝の意を表します。

また、事業活動の自粛など、さまざまなご協力を頂いている市民の皆さまに改めて感謝を申し上げます。

わが白河は、いにしえより都人の憧れの地として、また、交通の要衝として発展してきた歴史・伝統・文化、そして自然に溢れたまちです。先人が代々築き上げてきた、この素晴らしい白河に暮らす市民の皆さまの命を守るうえで、今まさに重大な局面を迎えています。

本来、私たちが自由に外出することや、文化芸術・スポーツなどを楽しむことは、人間としての喜びであり、制限すべきものではありません。しかしながら、戦後「最大の危機」とも言えるこの難局を乗り切るには、多くのご不便をおかけすることとなりますが、自分の行動を自分で律することをお願いしなければなりません。

お一人お一人の冷静かつ責任ある行動が、大切な人の命を守るために何より大事です。国難とも言えるこの事態を、力を合わせ、共に支え合い、乗り越えていきましょう。

白河市長 鈴木和夫

感染拡大防止のために うつらない！うつさない！

基本の予防を徹底



「3つの密」を避ける



気になる症状があったら電話で相談

- ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を服用している時を含む）
 - ②強いだるさ（けん怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、すぐに相談を！
- ※高齢者・基礎疾患のある方・妊娠している方は、2日程度続く場合
- 相談先 帰国者・接触者相談センター
☎2188（県南保健福祉事務所内）
▷時間 午前9時～午後5時